

大・小ホール避難口誘導灯消灯申請書

申請日	20 年 月 日
受付番号	

安来市総合文化ホール 館長

安来市総合文化ホールの施設利用において、ホール内避難口誘導灯の消灯を希望しますので、以下のとおり申請します。

※太枠内をご記入ください。

施設利用申請者 (主催者)	※『安来市総合文化ホール利用許可申請書』にご記入の団体名をお書きください。			
当申請書記入者	フリガナ		TEL	
	氏名		E-mail	
催物名				
該当ホール ※いずれかに ○してください。	大ホール ・ 小ホール			
消灯する期間	20 年 月 日 ()	~	20 年 月 日 ()	
	時 分		時 分	
舞台責任者	所属	氏名		
会場責任者	所属	氏名		
消灯の理由				
来場者への周知方法 ※該当するものに ○してください。	アナウンス ・ その他()			
許可の条件	別紙『安来市総合文化ホール避難口誘導灯の消灯について』に記載のとおり。			
添付書類	◆タイムスケジュール … 消灯を必要とする時間帯のわかるもの ◆人員配置計画書 … 『安来市総合文化ホール「アルテピア」大・小ホール座席表』へ記入したもの			

※開催2週間前迄に、ご提出をお願いいたします。

本要望を許可いたしたく存じます。

館長	部長	舞台担当	回覧	担当

安来市総合文化ホール避難口誘導灯の消灯について

【避難口誘導灯(以下、誘導灯)の消灯及び点灯方法】

1. 誘導灯の消灯は、客席照明と連動させて行うこととし、安来市総合文化ホール(以下、文化ホール)の照明スタッフが操作します。
2. 非常の際には、火災報知設備の作動と連動し、誘導灯は自動的に点灯します。
3. 休憩時及び終演時の誘導灯の点灯は、客席照明の点灯と連動させて行います。したがって、客席照明を点灯した状態で、誘導灯のみを消灯することはできません。
4. 危険防止等のために誘導灯の点灯が必要と考えられる場合は、文化ホールの照明スタッフにより誘導灯を点灯します。

【誘導灯の消灯許諾事項】

1. 文化ホールで消灯を許可できるのは、避難口誘導灯のみです。客席内足下誘導灯(以下、足下灯)は、ホール内の段差のある箇所(階段・通路部分)にあり、入場者の安全を確保するために必要な設備のため、消灯することはできません。
2. 入場者の客層(高齢者や子ども等)、または公演内容等により、誘導灯の消灯が危険と認められる場合は、消灯することはできません。
3. 誘導灯の消灯は、ホール内全ての誘導灯について、同時に行います。時間差、部分消灯等はありません。

【消灯の条件】

1. 誘導灯の消灯は、誘導灯の点灯が、演出上特に障害となる時間帯に限定してください。
2. 誘導灯消灯中については、主催者の責任において、各客席扉にライトを所持した客席誘導及び非常時の避難誘導要員の配置、また、入場口の制限をするなどの対応をお願いします。
3. 入場者に対し、公演中に誘導灯を消灯すること、また、非常時には点灯することについて、場内アナウンス等で、事前に必ず周知してください。

◆場内アナウンス放送例文◆

「本日の公演は、演出上の都合により、公演中は避難口誘導灯を消灯いたします。なお、非常の際には、避難口誘導灯は点灯いたしますが、あらかじめ、非常口をご確認いただきますようお願い申し上げます。」

【誘導灯消灯申請における提出書類】 ※ご利用の2週間前迄にご提出ください。

1. 大・小ホール避難口誘導灯消灯申請書
2. タイムスケジュール …消灯を必要とする時間帯のわかるもの
3. 人員配置計画書 …『安来市総合文化ホール「アルテピア」大・小ホール座席表』へ記入したもの